

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可証の再交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町墓地公園設置条例施行規則第 10 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町墓地公園設置条例施行規則第 10 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町墓地公園設置条例施行規則 （許可証の再交付） 第 10 条 墓地使用許可証を亡失又は汚損したときは、墓地使用許可証再交付申請書 （様式第 7 号）を添えて町長に申請しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日